

一九三五年・ドイツのヴェルサイユ条約違反とソ連外交

齋藤 治子

目次

はじめに

1、ドイツの空軍保有宣言と徴兵制

2、独ソ経済協定

3、仏ソ相互援助条約

4、イタリアのアビシニア（エチオピア）侵入と制裁

おわりに

はじめに

第二次世界大戦（ヨーロッパ戦）の原因について、一九六一年に始まったトレヴァーローパーとA.J.P.テラーとの論争⁽¹⁾は、相互批判、それぞれの内在的批判を経て四十年間に變化してきた。前者は、ヒトラーの東方への帝国拡大計画を戦争目的としていた。その後ドイツでのナチス研究において、それは意図主義と規定され、ヒトラーの意図だけでナチスの内外政策が決定されたのではない、という機能主義が登場した⁽²⁾。一方、後者は、英仏の対独宥和政策を戦争の起源とみなしており、戦争前夜の国際情勢を複眼的に見据える新鮮な視角を提起した。しかしこれも、パワー・ポリテクスのな解釈に傾き、ナチス体制のイデオロギー的な検討が弱いという欠陥をその後指摘されてきた⁽³⁾。さらに、冷戦のなかで第三の原因論として独ソ不可侵条約を締結したソ連の責任を重視する立場が欧米にあり、ソ連歴史学は真つ向から反対してきたが、ソ連崩壊後は皮肉にもロシアの歴史学界でその立場が主流となった⁽⁴⁾。

ヨーロッパ戦を開始したヒトラーのナチズム運動が、第一次大戦後のヴェルサイユ体制にその苗床があったことは、多くの研究者の一致するところだが、ヒトラーは政権獲得後ただちに戦争準備を始めたわけではない。内政面での一党独裁と連邦自治の廃止を確立させるまでは、露骨なヴェルサイユ条約違反には手をつけず、伝統的なパワー・ポリテクス外交―英仏とソ連を結合させないように離間あるいは敵対状態にして、ドイツの孤立化を避ける―を主要な柱としていた。軍事力強化、人種主義、反民主主義、反共産主義の政策を国内に限定しながら、人事でのナチ化を拡大した。それによって、外からの干渉を避けると同時に、未来への体制の基盤をつくつ

た。

そうしたドイツの動きにヨーロッパ諸国は不安を抱き、ドイツを含めたヨーロッパの集団安全保障条約を締結しようとした。特に、ヒトラーの著書『我が闘争』で報復の対象とみなされているフランスと、その領土が獲得目標となつているソ連は、ナチス政府の攻撃がいざ行われることを疑わず、それを未然に防ぐ手段を模索していた。この点で、ヒトラーの攻撃対象になるどころか同盟国の可能性もあるとみられていたイギリスの受け止め方は異なり、そのような集団安全保障はドイツを挑発するとして乗り気ではなかった。ドイツが軍事力を増強しているのはわかつていたが、ヴェルサイユ条約に公然と違反しているわけではないから、むしろ刺激を与えて反発を招くようなことは避けるべきだ、というのがイギリスの本音であった。一九三四年、ナチス組織を介したオーストリア内政へのドイツの干渉があつたものの、イギリスを翻意させるにいたらなかった。

ところが、一九三五年三月、ドイツはヴェルサイユ条約で禁止されていた空軍の保有を公表し、続いて徴兵制の導入を宣言した。ついにドイツは現状打破を対外的に推し進めるのだと、ヨーロッパ世界は動揺した。どのような手を打つべきか。イギリスもこれまでのように安閑としていられなくなつた。フランスは、自国の安全のためにイギリスを後ろ盾にすることができるとか。そしてソ連は、一九三四年国際連盟に加盟したものの効果的な集団安全保障が実現できるのか。その際に英仏はどこまで協力してくれるのか。社会主義に対する嫌悪で共通するドイツと結び、ソ連を孤立化させるのではないか。十月革命後の干渉戦の記憶が鮮明なソ連としては、ソ連を対象とした独英仏または独日の同盟実現を阻むことが外交の最重要課題であつた。

本稿は、ヴェルサイユ条約に調印していないソ連が、第一次大戦勝利国による帝国主義維持のためのヴェルサ

イユ体制として批判する点ではナチス・ドイツと共通する一方、ヴェルサイユ体制を打破して平和を破壊するドイツには敵対する、という二律背反性を外交レベルでどのように操作して、社会主義国家を存続させていこうとしたのか、論及したものである。

1、ドイツの空軍保有宣言と徴兵制の導入

一九三五年一月一日、ソ連では穀物の配給切符制度が廃止となり、小麦粉・砂糖・バターなどが単一価格で自由に購買できるようになった。一九三三年から始まった第二次五カ年計画の成果のひとつであり、世界恐慌の不況から脱却できないとはいえ消費レベルの高い西欧と比べて遅れてはいるが、ソ連国民の物質的状況は改善され、活気がでてきた⁽⁵⁾。一九三六年に肅清が吹き荒れる前の開放的気分だったのかもしれない。

一月十三日、ヴェルサイユ条約でドイツの領有からはずされたザールで住民投票が行われ、91%がドイツに帰属することに賛成した。これだけの賛成票はザールのナチス組織の強引な宣伝活動とは無縁でないが、住民投票手続きはヴェルサイユ条約に基づいたものであり、三月一日ザールは正式にドイツ領となった。

この投票の結果は、ドイツ駐在のソ連外交官を憂慮させた。駐独全権代表（大使）ヤコフ・スーリツは次のような電文を一月十七日ソ連外務人民委員代理（外務次官）ニコライ・クレステンスキーに送ってきた。

「ザールの住民投票の結果は誰も予想しなかったことですが、ドイツ人の大多数が支持したことを認める必要が

あります。……ザールの勝利はヒトラーの外交政策での最強の、そして唯一の勝利です。この勝利はドイツの対外政策にかなり効果的な結果をもたらすでしょう。……フランス大使は対等な軍事力の要求をドイツが出してくることを恐れています。……イギリスはザール投票の結果をもってフランスに、ドイツの軍事力の合法化を押しつけるために利用するでしょう。フランスではドイツの軍事力増強に対する危機感と恐れがあり、われわれとの緊密な協力から、軍事同盟という考えまで、出ています。しかし、上から下まで赤いモスクワへの憎悪があり、ここから独仏ポーランド同盟という考えも出てきます。」⁽⁶⁾

このなかでスーリツは、ザール住民投票の結果に勢いを得たドイツが、警察力程度の兵力保有に限定したヴェルサイユ条約の軍事条項をまもなく無効にするだろう、と予想している。その場合、直接の脅威を受けるフランスが安全保障のパートナーをどの国に求めるかが問題となる。フランスには以前からソ連に対する二つの潮流があるが、親ソ派だった前バルトウ外相が一九三四年十月に暗殺されてから、後任のラヴァル外相がソ連との協調関係を持続するのかどうか不透明だった。スーリツはこの電文の最後で、ラヴァルとボンセ駐独フランス大使がドイツの軍事力を合法化してドイツと協力していこうと考えている陣営に属していることを伝えている。

孤立化を恐れるソ連としてはフランスの動きが多いに気になるところだった。それは、一九三四年春からバルトウ外相とソ連外務人民委員（外相）マクシム・リトヴィノフとの間で構想された東方条約の行く末を左右することになるからであった。この条約は、ドイツの西方諸国の国境画定と安全を保障したロカルノ条約に比して東方ロカルノと呼ばれ、ドイツの東方諸国の安全保障を目的としていた。それには、ドイツ、ポーランド、チェコ

スロバキア、エストニア、ラトビア、リトアニア、フランスが含まれるはずだった。しかしドイツは軍事的不平等の条件下で条約を締結することには否定的で、ポーランドもすでにドイツと不侵略条約を締結しており、新たな条約には乗り気でなかった。

条約に積極的だったバルトウの死後、イギリスとの協調を重視するラヴァル外相は条約交渉に消極的になった。彼はむしろイタリアに目を向け、オーストリアへのドイツの干渉を恐れるイタリアと一九三五年一月七日協定を結んだ。これはオーストリアの独立保全をうたっていたが、同時にラヴァルはムツソリーニとの密約で、イタリアのエチオピアでの行動の自由を黙認したため、十月にイタリアのエチオピア侵入を許すことになる⁽⁷⁾。ラヴァルはドイツとの交渉にイタリア・カードを有利に使うとしたのかもしれないが、この頃ドイツはイタリアのファシズムを軽視しており、あまつさえオーストリアを巡って敵対していたのであるから、ラヴァルの思いこみが実を結ぶ要素はほとんど無かった。

一月末、モスクワで第七回ソヴェエト大会が開かれたが、二十八日人民委員会議議長(首相)ヴァチエスラフ・モロトフはヨーロッパ情勢について、国際連盟にソ連が加盟したことによって戦争阻止の機運が盛り上がりつつあったことを強調した。彼は東方条約について、ドイツとポーランドが条約調印を拒否しても、「ヨーロッパの平和維持を支持するすべての人々のためにその意義はあきらかである。両国の抵抗や反対にもかかわらず、ソ連政府はこの問題について態度を変えない。ヨーロッパの平和維持を前進させるものとしてこれの成功を期待しよう」⁽⁸⁾と述べている。フランスとの共通関心を指摘しており、ラヴァル外交の優柔不断への非難を控えている。

一方で、ドイツとの関係では深刻な困難が生じてきたことを強調し、ヒトラーの『我が闘争』のなかで東方へ

の領土獲得の対象として第一にソ連を挙げていることに、聴衆の注意を向けた。独ソ関係発展の障害が反ユダヤ主義にあるのではないといながらも、ナチスの攻撃性への警戒が前面に出ていた。全体としてモロトフの報告は英仏とドイツとのバランスをとるのではなく、英仏への距離が近いことを示していた。

二月一日ソ連共産党中央委員会でスターリンは憲法改正を提起した。一九一八年憲法が、集団化と工業化によるソ連社会の変化に対応しなくなつたというのが表向きの理由である。しかし同時に、世界革命を意図している文言を取り払うことは、平和維持と集団安全保障を外交の基本路線とするソ連のイメージアップにつながるものだった。

ソ連は駐英全権代表イワン・マイスキーを通じて東方条約の推進をイギリスにも働きかけていた。二月の英仏会談で、実質的に増強されているドイツの軍事力に歯止めをかけること、ヨーロッパ諸国を含む安全保障条約の締結と被攻撃国への緊急の援助の必要とが合意され、ソ連はそれを歓迎した⁽⁹⁾。そのためにイギリスのサイモン外相が訪独することになったが、事前にイギリスは、軍事予算の増額を盛り込んだ国防白書を三月四日発表し、ドイツにプレッシャーをかけた。ドイツはこれに驚き、サイモンの訪独延期を申し入れた。イギリスの譲歩を期待していたドイツはこの白書に「呆然自失となつた」⁽¹⁰⁾。

しかしドイツはこれを逆手にとつて、三月十日空軍の保有を宣言した。これはヴェルサイユ条約への最初の挑戦だった。そして、この宣言に対する公式の抗議声明がないことから、さらに、三月十六日、一般兵役義務制を導入し、陸軍を一九三九年までに三十六個師団に増強することを骨子とした国防軍再建法を公布した。このヴェルサイユ条約への第二の挑戦は、その前日フランス議会下院で、兵役期限を一年から二年に延長する兵役法改正

が決議されたことへの対抗策と理由づけられたが、ただの口実に過ぎなかった。

他国と同様に徴兵制の導入まで予想していなかったソ連はこの対応に早速動き出した。リトヴィノフは三月十七日フランス大使と会見し、フランスのイニシアチヴで一九一九年の講和条約調印国を召集して会議を開き、ソ連も参加して、ドイツに対する集団的な措置をとることはできないかと、探りを入れた⁽¹¹⁾。彼は「時は、平和の維持に関心を持つ諸列強の早急な協議を要求している（ゴチツクは原文ママ）」⁽¹²⁾と、緊要性を訴えた。

英仏は確かにドイツに遺憾の意志表明を送ったり、国際連盟にも訴えたりしたが、軍備の対等化というドイツの要求も理解しているので、不転の決意はみられなかった。結局サイモン英外相は三月二十五、二十六日イデン外務次官を連れてドイツを訪れ、ヒトラーと会談したが、ヒトラーは東方条約の締結をきっぱり拒否した。しかし、イーデンはモスクワまで足を延ばして、スターリン、モロトフ、リトヴィノフと会談し、国際連盟の規約に沿ったヨーロッパの集団安全保障体制の確立を推進する必要があることで一致した。また共同コミュニケには東欧の安全保障へのドイツ、ポーランドの参加を歓迎するとうたわれている。

イギリスはその前提として、四月十一、十四日フランス、イタリアとストレージで会談し、ドイツの一連のヴェルサイユ条約違反を非難し、ロカルノ条約の遵守とオーストリアの独立保全で合意した。しかし、イタリアは一月の伊仏協定のように、これでエチオピアへの進攻が英仏に黙認されたものと判断したことから、イギリスの疑惑をよび、三国の協調関係にひびが入った。

ソ連としては、東方条約の先行きがわからないため、フランスの提案する仏ソ相互援助条約のための交渉にのりだした。それと同時にドイツとの間に経済・クレジット協定交渉も進行していた。ソ連の望む東欧安全保障の遅

れのなかで、この二つの交渉はどんな意味をもったのだろうか。

2、独ソ経済協定の締結

ソ連とドイツとの経済関係はヒトラー政権になってからも順調であった。一九三四年のソ連の対外貿易総額のなかで、ドイツは一億二千七百九十九万ルーブリで一位を占め、二位のイギリスを約千二百万ルーブリ引き離していた。これは、政経分離の原則を両国とも維持していたことと、一九三四年夏までは、ナチス政府の共産党への抑圧は国内に限られ、ソ連との実務関係で支障をきたすことはなかったからである。また、ドイツの財界、経済界でのナチスの影響力が強大であったわけではなく、ソ連との経済協力の維持を望むグループもあった。

ドイツはソ連から石油製品、マンガン、鉍石などの原料、穀物などを輸入し、第二次五ヶ年計画遂行中のソ連は工業用機械・設備などをドイツから輸入していた。

また、ソ連もヒトラーの反ボルシェヴィズムと「東方への侵略」構想には警戒していたが、ナチス・ドイツを一般の資本主義国グループの中に組み入れ、国家関係をその枠組のなかで維持してきた。

さらに、ワイマール時代から独ソ両国はヴェルサイユ体制の批判派として共通しており、自国の孤立化を避けるために、経済協力は、隠れた軍事協力を含め、有効に機能してきた。英仏に対する切り札としてソ連との協調をちらつかせる外交路線はヒトラー政権も利用価値を認め、その路線から大きく外れることは無かった。しかし、一九三四年秋、モスクワでナチス党員と疑われたドイツ市民が逮捕され、ベルリンで反ナチス活動をしていたと

いうソ連市民が逮捕されたのを機に、新聞紙上で非難記事が盛んになった。またこの頃、ソ連のフランスへの接近などから、独ソ間の距離が広がり関係は冷却していった。

それでも、実務レベルで関係の修復に努めようとする外交官たちはいた。ソ連外務人民委員部第二欧州局長ダヴィド・シュテルンは、駐ソ・ドイツ大使館のトヴァアルドフスキ代理大使兼参事官と三四年九月八日に個人的な会談を行ったときの様子を次のように記録している。

「トヴァアルドフスキは、ドイツで出版されている反ソ的亡命者の新聞『ノーヴァヤ・ジズニ（新生活）』とレニングラードで出版されている反独的な新聞『ローター・ゼーマン（赤い種まき人）』を相互に禁止したらどうかとベルリンに提案したい、という。私に同意を求めたので、彼の提案はベルリンが拒否するだろう、と答えた」⁽¹³⁾。

トヴァアルドフスキはナチスに批判的な外交官で、ソ連との関係では外交畑だけではなく軍部にも知己が多く、ナドルニ前駐ソ大使とともに友好関係を進めてきた人物である。彼は、ドイツ外務省の人事がナチス党員に替えられつつある状況を憂慮していた。シュテルンは彼を信頼し、しばしば私的な意見交換をおこなったが、そこでトヴァアルドフスキがかなり激しくナチス政府を批判している。それはシュテルンが記録したロシア外務省の未公開文書にあるだけで、当時のドイツ政府は知る由もなかったのだが、彼が九月にドイツに帰り、モスクワに戻った時には代理大使のポストははずされ、参事官だけになった。もともと、新しい駐ソ大使シューレンブルクが赴任したこともよるが、トヴァアルドフスキのワイマール時代の外交官としての見識が言動にも表れて、降格になっ

たのかもしれない。しかし、彼の対ソ関係への熱意は変わらず、十二月十七日、彼と会談したシュテルンは日誌に次のように記している。

「トヴァルドフスキは、『現在では独ソ関係の改善のためにはもうなにもない。でも関係が悪化することをふせがなければならぬ』といっている。両国での逮捕事件はそれぞれの理由がある。私はトヴァルドフスキとの個人的な友好関係によつて率直に話し合った。私は、両国が忍耐と慎重さを欠いていると思う、といったら、トヴァルドフスキも同意した。私は、われわれの側から十分なリベラリズムと妥協が表明されたと、個人的には思っている。現在、われわれの一方的な妥協を示すことは私をきわめて難しい立場に置くことになる。」⁽¹⁴⁾

このなかで、独ソ関係の悪化の責任を相手国になすりつけず、自国にも有ると、シュテルンとトヴァルドフスキが一致して認めていることに注目したい。しかも、それがよそよそしい口先だけのことではなく、信頼感もうかがえるような雰囲気を感じられる。ナチス政権とソ連は表向きの外交文書では自国の利益擁護に終始している印象を受けるが、まだナチ体制が在外公館まで浸透していない時には、ドイツ外交官による公の立場を離れたナチス批判がみられたのである。

だが、独ソ関係の改善は外務省レベルではなく、経済分野で交渉が始まった。一九三五年二月二十二日、ベルリンで、ドイツ銀行総裁シャハトと駐独ソ連通商代表ダヴィド・カンデラキが会談し、ソ連の債務の支払い方式について話し合った。ソ連側の提案は、一九三五年中に計上される債務二億五千万マルクのうち、一億五千万は

ソ連からの輸入品に当て、一億を金あるいは外貨で支払う、というものだった。シャハトは、金で一億マルクの支払いには喜んだが、ドイツの外国為替の状況は深刻で一億五千万マルクをソ連からの輸入品にあてることは同意できない、ただ、五千万マルクの支払いを猶予してもよい、と答えた。カンデラキは五年の契約で受注しているのだから、ソ連からの輸入による相殺でなければ駄目だと反論した。シャハトは、さらにあと一億マルクも十八カ月猶予してもよい、と提案したが、ソ連は受けいれず、会談はもの別れとなった⁽¹⁵⁾。

この後、二月二十六日、参事官レベルの会談が行われた。ドイツのブロイティガム参事官は、債務額の減額についてソ連参事官ベツソノフに説明した。すなわち、一九三五年初めの二ヶ月間のソ連からの輸入分を差し引いて、二億六百万マルクにするという（最終的には二億マルクになった）。しかし、金での支払い以外を輸入品で支払うことには反対した。さらに、今後、ドイツはソ連からの輸入を管理委員会が統制する、と伝えた。ドイツとしては長期的経済関係はみあわせたいこと、短期の取引を望んでいる、とも明言した。

ドイツの意志が固いことをみてとつたスーリツ大使は、モスクワに「われわれのすべての路線に従うようドイツに譲歩させようとするならば、ドイツへの商品の販売は直ちに縮小するでしょう。もし、われわれがドイツと妥協しなければならぬとしたら、ドイツへのわが国の発注品をドイツへの輸出で相殺する考えは棄てなければなりません。妥協するとしたら、一億マルクは金で、五千万マルクは一九三七年まで支払い猶予してもらい、五千万マルクでわれわれの手形の支払いを受けたら自由にわが国の商品を購入する、という方法です⁽¹⁶⁾」と、モスクワに提案した。彼の妥協案はシャハトの十八カ月の支払猶予案をとりいれており、ソ連商品の輸入代金で相殺するが品目はドイツの自由選択による、というもので、半分は妥協している。

このスーリツ案が外務人民委員部を通じてモスクワからカンデラキに伝えられたに違いない。その後、三月八日、十五日の会談を経て二十日の会談で作成された協定案は、スーリツ案が考慮された内容だった。すなわち、「1、一億マルクは金と外貨で支払う。2、二千万マルクは石油製品、二千万マルクは、毛皮、マンガン、亜麻その他原料で支払う。3、六千万マルクはソ連が選択した生産品で支払う。トータルで二億マルクとなる。ドイツ管理委員会はドイツが輸入を希望しない商品を拒否できる。ロシアの輸入製品の価格は世界価格より高いこと」というものだった⁽¹⁷⁾。なお、ドルとポンドの平価切下げによるドイツ商社の損益に対してソ連側は七千五百万マルクを補償することも合意された。さらに、ソ連の新規発注は二、六億マルクとして、二億マルクは五年のクレディットが認められた（六千万マルクは通常期限の十九ヵ月だったが）。

ソ連の妥協もあったが、負債の減額をはじめ、ドイツ側の譲歩は大きかった。これは、四日前にドイツの徴兵制導入の発表があったこと、また五日後にサイモン英外相が訪独することを考えれば、ソ連への友好的態度をみせておく必要があったからである。それだけではない。ドイツはソ連からの石油、原料の輸入がどうしても必要だった。プロイティガムは「ソ連からの原料の輸入がなくなったら、それは近い将来ドイツに極めて深刻な結果をもたらします」⁽¹⁸⁾と報告している。

結局二十日の協定案はドイツ経済省の検討を受ける必要があるというシャハトの意見で、すぐには締結されず、正式調印は四月九日となった。前経済相としてのシャハトの影響力はまだ衰えていなかったと思われる。それについて、スーリツは経済協定調印後の四月二十七日、リトヴィノフに宛てて次のように書いている。

「シャハトとそのグループは（ソ連に対して）和解的コースを考えています。クレディット協定も彼が言い出したことであり、それはソ連との経済的のみならず政治的な協力への第一歩となると考えているのです。手持ちの情報に寄れば、クレディット協定の調印にはシャハトのほかにドイツの軍部の勢力が支持したということを描きなければなりません。この特別の事態は、対独関係でも対ソ関係でも、ソ連に新しいマヌーヴァーの可能性を開くことができるでしょう。」⁽¹⁹⁾

これは、ドイツのヴェルサイユ条約違反による軍備強化が宣言された後、ヒトラーに対抗する政治勢力が存続しているのかどうか、そして戦争を予防するため外交のパートナーとなりうるのか、必死に情報を集めているソ連外交代表部の分析だった。これは若干希望的観測のようにみえるが、一九三五年半ばの時点では妥当な分析であった。ドイツ行政機構にも軍部にもナチの影響力が貫徹していたわけではなく、対外政策でもワイマール時代の路線を継承しようとしていたグループもいたのである。その路線は独ソ関係の維持強化の立場であった。

それに関連して、ナチス・ドイツとソ連とのどちらが両国関係を政治レベルにまで引き上げようとしたのか、という議論が有る。優れたバランス感覚のソ連外交史研究者テディ・ウルドリクスは、カンデラキが、経済協定調印後七月十五日シャハトを訪問した時、独ソ政治関係の改善を希望した、というシャハトの証言を重視している。シャハトは、「貿易を盛んにすることは全般的関係改善への出発点だが、自分は政治的交渉に入ることはできない。それを望むなら外務省にアプローチしなければならない」と答えた。カンデラキは私の援助を欲しいように言ったので、私にどんな援助を期待するのか、と聞いたら、東方条約のことを持ち出した⁽²⁰⁾、といつている。

カンデラキは協定調印後モスクワに帰ったときスターリン、モロトフ、ローゼンゴリツ外国貿易人民委員と会って独ソ経済関係の拡大の希望を話した、とシャハトに言っている。しかし、シャハトの報告のなかで、シャハトも政治関係の改善に反対ではないことが読み取れる。それはスーリツの先述の報告でも証明されている。

ウルドリクスは、ソ連のナチス・ドイツとの宥和政策の発現として見ている⁽²¹⁾が、筆者は、むしろナチスに批判的なシャハトへの接近は宥和政策というよりも、ワイマール外交の復活への期待と考える。ウルドリクスは宥和政策のもう一つの証拠として、十二月二十一日のローディガー・ドイツ外務省第二局次長との会談で、ベッソノフ参事官が独ソ不可侵条約の締結を提案したこと⁽²²⁾を挙げている。たしかに、この時点では後に述べるように、東方条約の挫折と仏ソ相互援助条約の実効性への疑問からくる焦慮がソ連にあり、水面下での宥和政策の探りと考えられる。またドイツは不可侵条約まで考えていなかったから、ソ連側の誘導とみてよいが、この解釈を、七月のカンデラキの発言にまで適用することができるのかは疑問である。

いずれにしても、独ソ経済協定は、ヴェルサイユ条約違反の前から交渉されたもので、ワイマール以来の経済関係の継続であり、ナチスとの宥和をはかるものではなかった。

3、仏ソ相互援助条約

ソ連は独ソ経済協定の調印後の四月十四日、ドイツのヴェルサイユ条約違反について国際連盟で、「ソ連はヴェルサイユ条約には否定的だが、不当で危険な一方的な条約廃棄は平和への脅威となる」⁽²³⁾と表明した。これは英

仏に対して独ソ緊密化への疑惑を取り扱う目的があった。

四月十七日連盟理事会でリトヴィノフは、「どんな平和愛好国も自国の安全を守るための軍備を持つ権利はある」と前置きした上で、「対等な軍備の権利を持つとは言え、それは防衛目的にのみ、使用されることを前提としている。……もし、軍備の権利を要求する国家が、復讐だけではなく、外国の領土の限らない征服や他国の独立の破壊を旨とする外交政策のプログラムを全世界に発表した人々によって支配されているならば、何をなすべきか？」⁽²⁴⁾と、暗にドイツを非難した。そして、そのような国を含む集団的な安全保障を英仏伊ストレーザ会談でよびかけたことを評価し、それを実現しようと提起したのである。国際連盟の指導者たちがヒトラーの『我が闘争』をまじめに読んでいなかったのに対して、リトヴィノフは出版直後に読んで、ヒトラーの世界政策を早くから危惧していた。だから、空軍保有宣言・徴兵制施行には危機感を募らせたはずだが、その表現は、独ソ経済協定が結ばれるまでは差し控えられた。リトヴィノフの意志によるのではなく、外交的配慮によるものであろう。ソ連としてはなによりも集団安全保障となる東方条約にドイツを参加させたいのだから、刺激するような言辞は慎まねばならなかった。

しかし東方条約にドイツが乗ってこないうえ、イギリスも、後述するように、ドイツとの海軍協定を画策しているため、消極的になっていた。ヒトラーの復讐の対象であるフランスは、ドイツの次なる行動（非武装地帯への侵入）を恐れて、ソ連と共同して集団安全保障に替わる政策を考えていた。それは、ソ連をパートナーとする東欧諸国の二国間の不可侵条約であるが、それは究極的には仏ソ相互援助条約によって補完されなければ効果かなかった。ソ連も、東方条約が早急に実現できないとすれば、その代替案はドイツへの有効なプレッシャーにな

ると判断した。ラヴァル外相と駐仏ソ連全権代表ウラディーミル・ポチヨムキンとの間で仏ソ条約に関する意見の交換が三月に始まった。フランスとしては、被侵略国への援助は国際連盟規約に基づいて行われるべきことを原則にしていた。したがって、連盟理事会の決定を待つて援助行動に移ることになる。これは即応性を欠いているだけでなく、理事会が決定できないばあいなど、ソ連にはその効力が疑問であった。⁽²⁵⁾

四月九日、独ソ経済協定が調印された日に、ポチヨムキンがラヴァルに、仏ソ・チェコスロバキア相互援助条約（三月三十日にラヴァルが提案した）の調印に応じる旨、申し入れたことは興味深い。独ソ協定との時間的符合がソ連の、仏ソ条約への緊要度をあらわしているからである。四月十五日、ソ連はフランスに条約案を提示した。その内容の特徴は、1、明白な侵略の場合、連盟理事会の決定が出る以前に即時軍事援助を行うこと、2、理事会の決定が無くとも連盟規約十六条に基づいた軍事的経済的制裁の義務があること、3、理事会の決定は全会一致でなくても多数決で良いこと、だった。⁽²⁶⁾

フランスはこの三点について同意せず、援助・制裁は理事会決定後に行うこと、理事会の決定は全会一致、を主張した。ジュネーヴでのラヴァルとリトヴィノフとの会談で、侵略の定義なども含めて争点が煮詰まったが、連盟理事会での決定を優先させるラヴァルと、援助の即応的効果を重視するリトヴィノフとの差は、条約の本質に関わるものであったので、なかなか縮まらなかつた。結局、五条から成る仏ソ相互援助条約と四項から成る調印議定書は五月二日に調印された。

この条約のユニークなところは、議定書第四項で、この条約が将来、ドイツ、チェコ、ポーランド、バルト諸国を含む安全保障条約が結ばれることを期待して、その補完的なものであることを明記した点である。決して下

イツを仮想敵国とみなしていない、という体裁をとっている。争点となっていた問題では、侵略を受けた場合の即時援助の義務が第二条で規定されたが、援助の発動は連盟規約十六条に基づいて行われることが第三条で規定された。理事会の決定は全会一致でなくても第三条に則った援助が適用されることが調印議定書第一項に記されている。第五条では批准による発効と五年の条約期限が決められている⁽²⁷⁾。これで見ると、ソ連案が考慮されているが、肝心の援助の発動が連盟理事会の決定後になつていゝこと、援助の中に軍事的援助が明記されていないことは、この条約の現実的效果に疑問が残る。そのあたりがソ連には不満だったのではないだろうか。

しかし、ソ連はこの条約を「ヨーロッパ安全保障に準じる特別の重要性をもつもの」(『ブラウダ』一九三五年五月四日)と評価した。そしてソ連の招待でラヴァルは五月十三日、十五日モスクワを訪問し、スターリンなど要人と会談した。十五日に作成されたスターリンとラヴァルの署名による共同声明は仏ソの提携を強調していた。スターリンはそのなかで、フランスの国防政策を承認している。これは、兵役延長に対する反対運動をすすめていたフランス共産党を微妙な立場に追いやった、とする見解が少なくない⁽²⁸⁾。ソ連の国益尊重(安全保障)のために、ラヴァルの共産党抑圧にスターリンが手を貸した、という論理である。その側面も否定できないが、筆者はラヴァル訪ソの際にリトヴィノフがみせたもう一つの側面に注目したい。

リトヴィノフは十三日の歓迎会で、条約の締結を高く評価しながら「この条約は、種々の異なつた政党、思想的立場、政治的潮流の代表によつてつくりだされたものである。フランスでは両国の安全保障を強化してソ連との協力に向かう運動によつてこの条約は深さとひろがりを持つことを示しており、重要である」⁽²⁹⁾と演説した。これは締約国の外相を迎える挨拶として通常の儀礼から少し外れている。しかも、親英派でソ連との協調に懐

疑的であったラヴァルを前にして、かつて親ソ的外相であったポール・ボンクール、バルトウやエドアルド・リオ国務相（急進社会党の左派）の功績を称賛しているのである。思うにリトヴィノフは、イギリスの顔をうかがいながら仏ソ条約を実効性のないものにしていこうとするラヴァルに予防線を張ったのではないだろうか。フランスでは、一九三四年にファシズムの危機から共産党と社会党との統一戦線が成立し、ラヴァル訪ソ直前の五月五日と十二日の地方選挙で共産党が、反ファシズムとソ連との提携をうたって得票を伸ばし、ソ連には望ましい環境が出てきた。そのような国内の運動が仏ソ条約を支えているのだということを、ラヴァルに認識させて、仏ソ条約を骨抜きにしないよう圧力をかけたかかったのではないだろうか。

その後七月に開かれたコミンテルン第七回世界大会で反ファシズム人民戦線の決議が採択され、フランスでは急進社会党まで含む広範な人民戦線が形成された。一九三六年、行動協定に基づく人民戦線政府が誕生した。したがって、この時点まではラヴァル「スターリン共同声明はフランス共産党の足かせとはならなかった。それは、ナチス・ドイツに対する安全保障体制の希求が、ソ連だけではなく、リトヴィノフの言うように「異なる政党、思想的立場、政治的潮流」に共通するものだったからである。

ところで、相互援助条約はソ連とチェコスロバキアとの間でも結ばれた。五月十六日に締結されたこの条約はほとんど仏ソ相互援助条約と同じ内容であったが、重要な点がひとつ異なっていた。それは、調印議定書第二項で、両国の相互援助が発動するためには、被侵略国へのフランスの援助が与えられることが条件となっていたことである。すなわち、チェコスロバキアが侵略された場合、国際連盟の規約に則り連盟理事会の決定が必要であるだけでなく、フランスがチェコとの同盟条約（一九二四年締結）に基づいて実際に援助を行って初めて、ソ連

はチェコを援助することになる。もちろん、ソ連が侵略された場合も同様だが、チェコが侵略されたときのソ連の援助を規制することが主眼であった。フランスとチェコは、ソ連が侵略を機に小国チェコを援助するために、単独で進軍してチェコを社会主義化するのではないかと恐れた。それを防ぐために、そのような条件をつけたのである。そのため、この条約もソ連にとって実効性有るものとは思えなかった。しかし、期待できる面もあった。チェコは相互援助条約を六月八日に批准したからである。

一方、フランスとの相互援助条約の批准は遅れていた。六月にラヴァル内閣が成立するが、ラヴァルは議会に条約批准を提起しなかった。それには次の理由が考えられる。すなわち、自ら調印した条約が、おりしも昂揚している共産党主導の反ファシズム運動に有利に作用し、内閣倒壊へ導くことを恐れたからである。特に七月十四日パリ祭で、五十万人の人民集會が行われ、コミンテルン大会での人民戦線路線の決定によつて、社共以外の政党が参加してから、運動は政権獲得への現実的足がかりを得るようになった。マヌーヴァーとしてのみソ連との共同歩調を考えていたラヴァルとしては、仏ソ条約をソ連との真正な友好協力の土台にしたくなかった。それは、人民戦線戦術で体制を変革しようとする共産党を有利にするからである。だから、相互援助条約を発効させないために、批准を阻止せねばならなかった。

このようなラヴァルの意図をドイツは見ぬいて、仏ソ相互援助条約を「マニフェスト」と断定した。ドイツは、条約を良く検討した上で、侵略された締約国への援助の発動が連盟理事会の決定に準拠すること、連盟を脱退した国（ドイツ）への拘束力に関する規定条項がないこと、そして何よりも、そのような援助は仏独相互の侵略を禁止したロカルノ条約に違反すると、分析した³⁰⁾。条約議定書第二項で、仏ソが過去に締結した条約と抵触し

ないことをうたっているのだから、当然ロカルノ条約はフランスの行動に法的枠をはめることになる、とドイツは安堵した。そのうえ、軍事的援助に触れていないことも、条約の実効性をうたがわせるものだった。実は軍事援助に関しては仏ソの間でこの後会談が行われたのだが、フランスは消極的で合意に達しなかった。イギリス、イタリアとのストレーザ会談の三国協調にこだわっていたのであろう。

そのイギリスはフランスを出し抜いて、ドイツの再軍備を法的に認める交渉を行っていた。四月十七日、ドイツから空軍を含む協定を結ぶようイギリスに働きかけがあった⁽³¹⁾。空軍を含めることに反対するフランスの意向を汲んで、イギリスはドイツと海軍に関する協定の交渉をおこなった。そして六月十八日、イギリスはホーア外務次官を団長とし、ドイツはリッペントロップ特別全権大使を団長とし、それぞれ海軍の代表が出席して、海軍協定を結んだ。それは、英独の海軍力の比率を100:35とし、ドイツ艦隊は総トン数で英艦隊の35%を超えないこと、と決めている。この比率は「永続的 permanent」なものとしてされた。しかし、将来、海軍力の均衡が他国によって暴力的に崩された場合、ドイツはイギリスにこの比率の再検討を要請する権利があることが認められた。また、潜水艦については総トン数の枠内でイギリスが保有する潜水艦の45%以内で保有することができることになった⁽³²⁾。

イギリスはこの協定について、「永続的」比率の設定によってドイツの軍備拡大の手足を縛ったと評価しているが、ドイツとしては将来の国際情勢の変化による比率修正が可能であると、解釈した。重要な点は、攻撃型のドイツ艦隊編成をイギリスが法的に認めたことであって、総トン数の比率に違反があった場合の制裁条項がないのだから、永続的に維持する保障はなかった。

イギリスが、ドイツのヴェルサイユ条約違反の追認を行っても、ラヴァルは仏ソ条約の批准を延ばしていた。条約が批准されたのは、ラヴァル政府崩壊後、一九三六年二月二十七日である。ドイツによる第三のヴェルサイユ条約違反、すなわちドイツ軍のラインラント非武装地帯への進駐のわずか三日前だった。

4、イタリアのアビシニア（エチオピア）侵入と制裁

イギリスがヨーロッパ集団安全保障よりもドイツとの和解を重視し、フランスが国内での共産党の伸張に揺さぶられて仏ソ条約を形骸化しようとしている情勢のなかで、ソ連は、ヒトラーの東方への侵略を封じ込めるための手段を探っていた。最大の効果はドイツとソ連の間に有る東欧諸国をすべて含めた安全保障体制であるが、そのオルタナティブをあらゆるレベルで設定しなければならなかった。経済レベルでは独ソ経済協定、外交レベルではフランス、チェコとの相互援助条約、コミンテルンのレベルでは反ファシズム政権の成立をめざした人民戦線の結成だった。これらだけではネットワークに隙間があった。それを埋めるための一策として、ポーランドに注目した。

ポーランドはナチスの攻撃を避けるため、いちはやく一九三四年一月にドイツと不侵略条約を締結したが、ドイツの再軍備はそれに安住することの危険を悟らせた。さりとて、東方条約はドイツが参加しない以上意味が無いので、ポーランドは乗り気でなかった。四月二十五日、ゲーリング空軍司令官によべられたリプスキ駐独ポーランド大使は、ゲーリングから「ヒトラーが、ドイツ・ポーランド関係を自分が管轄するようにと示唆した。公的

にどうするかどうかではないが、ドイツのポーランド政策を阻害しないようにするためだ⁽³³⁾と聞いた。この動きが何を意味するか、リプスキは分析していないが、なんらかの不安は感じ取ったであろう。ヒトラーの片腕といわれるゲーリングに外務省を飛び越えてポーランドの問題がまかされたことは、ヴェルサイユ条約で失った領土の回復、すなわちダンツィツヒヤポーランド回廊の奪還に本腰をいれる前兆ではないか、とリプスキが勘ぐったとしてもおかしくはない。

そのようなポーランドの不安を情報で知っていたのかどうか、リトヴィノフは、五月に死去したポーランド首相兼陸相ピウスツキ元帥を悼み、五月二十日の国際連盟総会で、弔意を表すよう提案し、自身も演説した。元帥がポーランド独立のために大きな犠牲を払って尽力したこと、ポーランドが国際的な地位を占めて外国からの支配を免れたことは彼の力によること、彼の指導のもとにソ連との講和条約を結んだ（一九二一年）こと、など彼の生前の功績を称賛している⁽³⁴⁾。第一次大戦後ソヴィエト・ロシアに進軍し、国内の革命運動を抑圧したピウスツキに対して、ソ連の外相としては誉めすぎであるが、ポーランドをドイツから引き離すための涙ぐましい努力ではある。

故ピウスツキについては、ヒトラーもリプスキを呼んで、「国際関係の現実が理解できる例外的な人だった」⁽³⁵⁾と言った。独ソの褒めちぎりが合戦のようだが、この短い言葉はピウスツキの対独政策を見事にあらわしている。七月にポーランドのベック外相が訪独したが、ソ連側の外交官が注目したほどの対独関係の変化は無かった。ヒトラーはダンツィツヒへの欲求をまだ表に出さなかったのである。

ソ連が次に配慮したのは、イタリアとの関係である。イタリア国内ではムッソリーニのファシズム体制が確立

していたが、対外政策では、オーストリアへのドイツの露骨な干渉が再現されるであろうという危機感から、対独安全保障で英仏と協調していることはストレーザ会談が証明していた。イタリアのアビシニアに対する国境侵犯について危惧していたソ連も、ヨーロッパの安全保障ではイタリアの立場を評価していた。イタリアとの関係を維持しておくため、ソ連はまず経済関係を改善する必要があった。

一九三四年十二月のイタリアの為替管理法により、ソ連品の輸入割当が課せられた事で、ソ連が抗議し、クレディット協定改訂の交渉が停滞していた。そこでネックになっていた諸問題（クレディット支払い期間の短期化、輸送するイタリア船の運賃など）で、双方が妥協し、一九三五年六月十五日新クレディット保障協定が調印された。イタリアの二億リラのクレディット供与、ソ連の輸出割当を一九三四年の基準とし、ソ連の対伊貿易を均衡させる（一九三四年のソ連の輸出は輸入の二倍）こと、などが規定されていた。一九三四年の貿易額が前年比五分の一であったから、この協定によっても貿易の大幅な拡大は望めそうも無かったが、信用支払期限の長期化など、ソ連の要求が入れられた。

経済関係の好転については、ソ連が七月十三日アメリカと結んだ互恵通商協定は、交換公文でアメリカがソ連にはじめて最恵国待遇を与えるという、画期的なものであった。

七月はベルギー、ルクセンブルクと国交回復を行い、ソ連の国家関係は広がった。

日本との関係をみると、三月に中東鉄道の日本への売却協定が成立し、満州国創設以来日ソ間で紛争が絶えなかった中東鉄道を、ソ連は自ら望んで手放した。満州国とモンゴルとの国境で日ソの駐留軍がトラブル、軍事衝突を起こすことはあったが、大規模な軍事紛争には至らなかった。

このように、一九三五年夏まではソ連の国際環境は相対的な安定を保っていた。ところが、十月二日、イタリアが総動員令を発し、三日、イタリア植民地のエリトリアからイタリア軍がアビシニア北部に侵入したことで、国際情勢は揺さぶりを受けるようになった。すでに一九三四年十二月、アビシニア南東部のワルワルにイタリア軍が侵入して自国の領土だと主張したため軍事的衝突となり、アビシニアとイタリアは領有権の決着をつけるため国際連盟に提訴していた。しかし、事件が、アビシニアへの侵入から両国間の国境画定紛争に論点が移ったため、連盟は解決策を決定できずにいた。業をにやしたイタリアは、ワルワル地方や南東部を防衛するアビシニア軍の逆をついて、北部から進軍した。

国際連盟理事会はイタリアを侵略国と規定した。連盟規約十六条にしたがって加盟国は制裁措置をとらねばならなかった。ソ連は理事会で経済制裁を提案し、十月七日、連盟として経済制裁を科すことが決定された。

この当時のソ連のアビシニア紛争に対する立場は、その後の強硬なイタリア制裁の主張と比べて、微妙な外交的配慮があつた。たしかに、連盟理事会などでリトヴィノフは、ワルワル事件についてイタリアの侵略を追及して、アビシニアの非民主的な内政を批判する他国の見解に同意しながらも、イタリアの行動が主権国家の独立を脅かすものとして追及はしてきた。しかし加盟国間の紛争を連盟規約の枠内で解決することを主眼としており、イタリアの領土拡大への批判はなかつた。あるいは差し控えられたのかもしれない。そのようなイタリアへの配慮は、十月の侵略後にも見受けられる。たとえば、十一月六日、リトヴィノフは、ロンドンでホーア英外相と会談したとき、「イタリアは、疑いも無く侵略国です。しかし、これはヨーロッパにとつて比較的弱い、あまり危険でない侵略者です。そのヨーロッパには、他のきわめて強力で危険な侵略候補諸国があります」³⁶と云っている。

ここでドイツを、より危険な侵略候補国と暗示して、イタリアの侵略をそれほど脅威とみなしていない。ヨーロッパの平和が優先され、アフリカの小国の主権への危機感がそれに従属している。これを、リトヴィノフの主張する世界平和維持がヨーロッパ主体の発想であった、と指摘批判することもできるだろう。しかし、リトヴィノフ自身の限界を論ずる前に、当時の、ヨーロッパを基盤とした「国際」認識の枠組のなかにソ連社会主義もコミンテルンも組み込まれていたことを考えねばなるまい。

リトヴィノフは、経済制裁に抗議する覚書を送ってきたイタリア政府に対して、十一月二十二日、ソ連としては、アビシニアとイタリアの国家間の紛争にはまったく関心を持っていないこと、ただ、連盟加盟国はそれぞれ独立と領土保全の対等な権利を持っているのだから、それが侵されたら連盟規約に従って集団的に全員一致で決定された措置にしたがう、と答えている。ここにも侵略への激しい糾弾はみられない。また、連盟の制裁が限られたものであり、拡大しない、と説明している。

連盟加盟国によるイタリアへの経済制裁はまちまちだった。イタリアへの武器の積荷を中止した国もあれば、金融ボイコットした国もあった。しかし、実態はわからない。ソ連は英仏が制裁をさぼっていたことを批判している。イギリスはイタリアがアビシニアへ武器を輸送するため利用しているスエズ運河を閉鎖しなかった。そのイギリスはフランスが制裁に乗り気でない、と、いう。十二月、パリの新聞に、フランスは、もしイタリアが戦闘を中止したらアビシニア領土の三分の二を売却する提案をした、というセンセーショナルな記事が載った⁽³⁷⁾。イギリスは驚いたろう。その真偽はわからないが、フランスのイタリアへの宥和的態度はつとに知られていたことを示している。一方、ソ連がどんな経済制裁をしたのかも把握できない。だいたい、制裁措置の加盟国への拘

束力は弱かったと思われる。しかし、イタリアが打撃をこうむったのは事実であり、それなりの効果はあった。イタリアは経済的損失を補うためにドイツに接近した。

ドイツは、アビシニアへのイタリアの侵入に、はじめ中立の態度をとった。連盟から脱退しているから、経済制裁にも参加する義務は無い。この頃ドイツは、先述したようにオーストリアをめぐってイタリアとむしろ対立していたから、イタリアを援助することはなかった。むしろ、イタリアのライフル銃購入の要請を拒否した。その一方で、アビシニア軍がドイツ製の武器を使っていた、といわれる（売却したのか無償供与したのか不明だが）。さらに、ドイツはイギリスに、イタリア軍との戦闘の場合に武器の提供を申し出たと言う³⁸。

ムツソリーニはドイツとの接触を図ることにつとめた。その甲斐あって、十二月、ミュンヘンでイタリアの総領事とドイツ経済省の代表が経済・支払い問題で会談するにいたった。その結果、十二月二十日、四月に結ばれた独伊通商協定の追加協定が調印された。それによって、ドイツからイタリアへの輸出の積荷が行われることになった。ただ、輸出許可手続きが必要なため、輸出の実施は、各省庁による国内経済供給情勢の判断にまかされたので、実際にどうなるかはわからなかった。ドイツが経済制裁に参加しなかったことは確かである。

英仏ソの気がかりは、ドイツとイタリアとの経済関係修復が政治的な関係改善につながるかどうかであった。イタリアが経済制裁以来ヨーロッパ政治で孤立していることは仕方がないが、それをドイツが利用して自己の陣営内にとりこむことは避けねばならなかった。

特にソ連は、ファシズムとナチズムとの体制的共通性から、それを心配していた。と同時に、独伊の接近だけではなく、フランスがドイツに接触していることも不安であった。フランスは、先述したように、ソ連と相互援

助条約を結びながら批准を引き伸ばしており、その裏でドイツとの折衝を試みていた。十一月末、駐独フランス大使フランソワ・ポンセがヒトラーに引見した時、仏ソ条約が議題にのぼったはずで、批准の遅延をポンセがどのように説明したのか、ソ連側は非常に気がかりであった。ポンセはラヴァルと同様に、ソ連との距離を置こうとしている、とみられていた。スーリツは「ふたりの会談は、仏ソ条約の批准前夜に仏独関係を表面的に改善して、ドイツの神経を和らげようとするものです」⁽³⁹⁾と推測している。ここでスーリツは、ソ連を孤立化させようとするフランスの悪意ではなく、ソ連とドイツを等間隔の関係に保ち、自国に有利なカードを使おうとするフランスの外交術策に注意を喚起している。そこから導かれる結論は、ドイツを含む集団安全保障である東方条約を追求する可能性がまだ存在していること、であった。

このようにソ連は、一九三五年秋、ナチス党のニュールンベルク大会以後、ヒトラーの反ソ的言辞が目だっており、十一月のCP記者との会見でもその傾向を見逃していないが、それでも「国防軍や工業界のなかに、反ソコースが非生産的で誤っていると確信している傾向も拡大している」⁽⁴⁰⁾というベルリンからの報告に、ヒトラーの戦争準備を封じ込める可能性に期待をかけていた。だから、十二月から新たなクレディット協定の交渉をはじめたのであり、同時に、リトアニア、ポーランドなどドイツとの関係が冷却している隣接諸国を東欧安全保障の道に導こうとしたのである。

おわりに

一九三五年はナチスドイツがヴェルサイユ体制に公然と挑戦を開始した年であった。ヴェルサイユ体制を創出した英仏も、それから排除されていたソ連も、平和への脅威を感得する点で共通していた。ソ連は、ヴェルサイユ体制の落として子として批判していた国際連盟に一九三四年九月加盟し、しかも理事国になって、皮肉にも連盟を守る役割を担うようになった。国際平和維持機構として、連盟の侵略抑止の機能に冷やかな疑問をもっていたソ連は、社会主義の祖国ソ連の主権を守るにはそれを盾としなければならぬことも知っていた。特にドイツにナチス政権が成立してからは、ヒトラーの東方への領土拡大（英仏海峡からウラル山脈まで）の夢を実現させないために、外交レベルで、侵略を封じ込める集団的安全保障を構築しなければならなかった。それには国際連盟を侵略に対して有効な措置がとれるような機関にすることだった。

それと同時に、連盟を脱退したドイツとバイラテラルな正常関係を維持しておくことも必要だった。なぜなら、ワイマール時代ドイツはソ連にとつて、中立条約の締約国であり、軍事産業の協力国でもあったからである。ヒトラーは権力獲得後ナチス一党支配体制を確立したが、国防軍、経済、外交分野での人事は一九三五年までワイマール時代の将軍、官僚が多く残っていた。そのため、彼らがナチに対抗する勢力となりうるのか、あるいはヒトラーの政策決定にどれほどの影響力があるのか、また、外貨の不足に悩むドイツ経済⁽⁴¹⁾がソ連に何を期待しているのか、在外代表部は種々のルートから情報を集めて分析した。

彼らのもうひとつの重要な仕事は、英仏がドイツと和解して、ソ連を孤立させる動きを阻止することだった。

ヒトラーが『我が闘争』のなかでイギリスを敵視せず、むしろ同盟国に予定していたから、イギリスの対独交渉には警戒していた。しかし、イギリスの政界にはナチスの反ボルシェヴィズムを共有する勢力もあるが、反民主主義を嫌悪する勢力もあつた。ソ連は英独海軍協定に打撃を受けたであろうが、駐英全権代表マイスキーを通じて後者の根強い存在を確認した。イギリスとの経済関係は発展し、特に貨物船、大型客船、冷凍船などの船舶のイギリスへの発注は増加した。そして一九三五年の英ソ貿易総額は約一億三千万ルーブリとなり、八千八百万ルーブリのドイツを抜いて一位になった。

ヴェルサイユ体制に穴があいたヨーロッパ国際関係において、ソ連は外交レベルで、表の集団安全保障と裏の功利主義を使い分けながら、第二次五カ年計画遂行に有利な環境をつくりだすことに必死であつた。

注

- (1) H.R. Trevor-Roper, *Hitler's Table Talk, 1941-1944* (London, 1955) 吉田八峯監訳『ヒトラーのテーブル・トーク』(三交社 一九九四年)・A.J.P. Taylor, *The Origins of the Second World War* (London, 1961) 吉田輝夫訳『第二次世界大戦の起源』(中央公論社 一九七七年)
- (2) この論争については栗原優『第二次世界大戦の勃発―ヒトラーとドイツ帝国主義』(名古屋大学出版会 一九九四年)の序論で簡潔に整理されている。
- (3) テーラーの見解に対すこれまででの批判については Paul Kennedy and Talbot Imlay, *Appeasement*, in ed. by

Gordon Martel, *The Origins of the Second World War* (London, 1996) が詳しい。

- (4) 拙著『独ソ不可侵条約』(新樹社 一九九五年) 参照
- (5) A. K. Соколов, *Курс Советской истории 1917-1940*(Москва, 1999) стр. 203-204 に、この年五月からモスクワで第一期地下鉄工事が行われ、レストラン、カフェなどの建設、製菓工場なども増えて消費生活が活気を示してきたことが述べられている。
- (6) АВП(ロシア外務省アルヒーフ)ф. 082 д. 6 оп. 18 п. 80
- (7) ラヴァル外交については齊藤孝『第二次世界大戦前史研究』(東京大学出版会 一九六五年)、平井友義『三十年代ソビエト外交の研究』(有斐閣 一九九三年)のなかで深く掘り下げて分析されている。
- (8) Jane Degras ed., *Soviet Documents on Foreign Policy* vol. III (N. Y., 1978), p. 107
- (9) *Ibid.*, pp. 118-119
- (10) АВП ф. 082 д. 6 оп. 18 п. 80
- (11) И. Ф. Максимычев, *Дипломатия мира против войны* (Москва, 1981) стр. 112-113
- (12) Известия, 18 март 1935
- (13) АВП ф. 082 д. 3 оп. 17 п. 77
- (14) Там же
- (15) *Documents on German Foreign Policy*, Serie C vol. III, pp. 1000-1001 (以後 *DGFP* と略)
- (16) АВП ф. 082 д. 6 оп. 18 п. 80

- (17) *DGFP, S. C vol.III, pp.1029-1030*
- (18) *Ibid., p.1029*
- (19) АВП ф.082 д.6 оп.18 п.80
- (20) *DGFP, S. C vol.IV, p.453*
- (21) Teddy J. Uldricks, *Soviet Security Policy in the 1930s*, in ed. by Gabriel Gorodetsky, *Soviet Foreign Policy 1917-1991 A Retrospective* (London, 1994) p.68
- (22) *DGFP, S. C vol.IV, p.933*
- (23) Документы внешней политики СССР том XVIII (Москва, 1973), стр.284 (以後ДВПと略)。
- (24) Там же, стр.290-291
- (25) この間の経緯は平井友義前掲書が詳しく、国内政策からも俯瞰していて興味深い。
- (26) ДВП, там же, стр.281
- (27) Там же, стр.309-312
- (28) たとえば、平井友義前掲書、一四三ページ。平瀬徹也「コミンテルンと人民戦線」『歴史評論』一九九七年七月号四八ページ。しかし両者の共同コミュニケに対する評価は同一ではない。前者はラヴァルのイニシアチブを重視し、後者はスターリンの意図に力点を置いている。
- (29) М.М.Литвинов, *Внешняя политика СССР, Речь и заявления 1927-1935* (Москва, 1935), стр.284
- (30) 仏ソ条約に関するドイツの分析は、*DGFP, S. C vol.IV, pp.204-206* に述べられている。

- (31) *Documents on British Foreign Policy, Second Series vol. XIII*, p. 188
- (32) *Ibid.*, pp.323-325 上記にあるのはイギリスからドイツに手渡された議定書のコピーであって、この協定の正式文書は発見されていない、という。
- (33) *Wacław Jedrzejewics, Diplomat in Berlin 1933-1939* (N.Y., 1968) p.189
- (34) 『露西亜月報』昭和十年七月号 九二―九四ページ。ここでは、リトヴィノフがピウスツキの生前にはファシストと云って非難していたのに、これほどまで称賛するのは、ポーランドをドイツから引き離すのに懸命になっているからである、と論評している。
- (35) *Jedrzejewics, op. cit.*, p.63
- (36) *История внешней политики СССР 1917-1985, том I* (Москва, 1986) стр.314
- (37) Alan Cassels, Mussolini and the Myth of Rome, in Martel, *op. cit.*, p. 63
- (38) Brian R. Sullivan, More than meets the eye: the Ethiopian War and the origins of the Second World War, in Martel, *ibid.*, p.179
- (39) АВП ф.082 д.6 оп. 18 п. 80
- (40) Там же
- (41) ドイツがいかに外貨を欲していたか、は次のような例でも分かる。一九三三年、宣伝省は執筆禁止令を出して、ナチスを批判する作家はもちろんのこと、支持しない作家たちにも国内で出版することを禁じたが、後にそれを緩和して、外貨を獲得するため、国内では禁止だが外国での出版は認めるようになった。そのお

かげでエーリッヒ・ケストナーは糊口をしのげるようになったという。クラウス・コードン
本業訳『ケストナー、ナチスに抵抗し続けた作家』（偕成社 一九九九年）一八五ページ。 那須田淳／木